

Q&A

Q1 給与について教えてください

(1) 基本給（初任給）

職歴等に応じ、行政職（一）1級25号俸（172,200円）以上に格付けられます。

(2) 諸手当

扶養手当（配偶者：13,000円、配偶者以外：6,500円）

通勤手当（限度額55,000円）

住居手当（最高27,000円）

その他（期末手当、勤勉手当、地域手当、本府省業務調整手当など）

Q2 休暇について教えてください

いわゆる有給休暇については、4月に入省した場合、4月～12月までの間に15日間取得可能です（使用しなかった分は、翌年に繰り越されます）。

翌年からは、毎年1月に20日間の有給休暇が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日間の休暇を取得することができます。

その他、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

Q3 主な配属先について教えてください

初任の配属先は労働基準局内の各課を予定しています。

その後は、人事異動により、労働基準局各部課を中心として、大臣官房、政策統括官などの部署に配属されます。

Q4 人事異動について教えてください

原則として、本省内部部局を中心におよそ2年程度で配置換えを行い、他省庁などへの出向も行いながら、キャリアアップを図ります。

また、都道府県労働局課長として都道府県労働局に勤務していただくこととなり、将来的に優秀な方は、本省や都道府県労働局の幹部としての道も拓けます。

Q5 研修について教えてください

入省時に、国家公務員としての心構えや厚生労働行政の基本的な知識を習得するため、基礎研修（約2週間）が行われます。

また、入省後5年目くらいの時期に、第一線の労働基準監督署に出向して、実際の労災補償の認定業務など実務を習得する実務研修（1年間）を実施しています。

その他にも、人事院等他省庁が実施する研修へ参加することもあります。

Q6 福利厚生について教えてください

厚生労働省共済組合制度により、医療費補助や財形持家融資事業などの福利厚生があります。